



JASDAQ

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 ケル 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 土居 悦郎
(JASDAQ・コード6919)
問合せ先 取締役管理本部長 三國 武幸
(電話：042-374-5810)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 53 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 3 月 6 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社制度」について、当社は、株主様をはじめとするすべてのステークホルダーと適切な関係を構築し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレートガバナンスを確立させるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、および非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続的に確保できるようにするため、定款第 32 条(取締役の責任免除)の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

以上

【別紙】変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>第14条～第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>② 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>②～③ (条文省略) (取締役の任期) 第20条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>②～③ (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 (現行どおり) ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第21条～第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条～第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>

現 行	変 更 後
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第30条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手</p>

現 行	変 更 後
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>続きを経ないで<u>監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上